

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日休むときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示

示

土地改良区の役員の住所の変更（農村整備課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）

区画漁業の免許（水産課）

一般国道の区域の変更（道路課）

一般国道の供用の開始（〃）

開発行為に関する工事の完了（四件）（都市計画課）

都市計画事業の認可（下水道課）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

告 示

鳥取県告示第九百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	竹 鼻 重 明
変更前	岩美郡岩美町大字延興寺一三一
変更後	岩美郡岩美町大字延興寺一〇八

鳥取県告示第九百二十号

日野町が行う土地改良事業に係る黒坂（中菅）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、次のとおり区画漁業の免許をしたので告示する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許番号

海区第二号

二 漁業権者の住所及び名称

鳥取県気高郡青谷町大字青谷二〇二二

夏泊漁業協同組合

三 免許の内容

平成二年七月三十一日付鳥取県告示第六百六十八号（区画漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「県告示」という。）の一の2のとおり

4 制限又は条件

県告示の一の3のとおり

5 存続期間

平成二年十一月一日から平成五年八月三十一日まで

二一 免許番号

海区第三号

2 漁業権者の住所及び名称

鳥取県東伯郡泊村大字泊一五七三

泊村漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の二の2のとおり

4 制限又は条件

県告示の二の3のとおり

5 存続期間

平成二年十一月一日から平成五年八月三十一日まで

三一 免許番号

海区第四号

2 漁業権者の住所及び名称

鳥取県東伯郡北条町大字弓原六〇三

中部漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の三の2のとおり

4 制限又は条件

県告示の三の3のとおり

5 存続期間

平成二年十一月一日から平成五年八月三十一日まで

鳥取県告示第九百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成二年十一月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更後		
四三二号	米子市皆生字中河端一一一三地 先から西伯郡日吉津村大字富吉 七七四地先まで	一一・三	三三八・〇	
		二二・九	三三八・〇	

鳥取県告示第九百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成二年十一月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
四三二号	米子市皆生字中河端一一二一四地先 から西伯郡日吉津村大字日吉津一〇四 〇一〇地先まで	平成二年十一月三十日

鳥取県告示第九百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年八月十八日 鳥取県指令受都計三十二第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市海蔵寺字薄賀

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市海蔵寺四六一二

平林 豊

鳥取県告示第九百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年六月十四日 鳥取県指令受鳥土維第百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市的前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市叶一三五一一

双和産業株式会社

代表取締役 田中 豊

鳥取県告示第九百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年九月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第百六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字渡り上り

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳い七四六一二

岸田純子

鳥取県告示第九百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年六月二十一日 鳥取県指令受鳥土維第二百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡青谷町大字吉川字南谷田及び字中谷田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡青谷町大字青谷四〇五三

青谷町農業協同組合

組合長理事 森 正樹

鳥取県告示第九百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定のに基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

河原町

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 河原町公共下水道

三 事業施行期間

平成二年十一月三十日から平成十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

八頭郡河原町大字曳田字小荒、字笛吹、字西丸山、字東丸山、字丸山、字続、字走り出、字走り出山、字丸山畑、字下山土居、字東平及び字大井古、大字渡一木字沖河原ノ上ミ、字高草堰ノ下タ、字州ノ下タ、字沢通り、字畑ケ田、字中新田下モ、字中新田上ミ、字曳田道ノ下モ、字曳田道ノ上ミ、字東谷田、字州リ上ミ、字徳道谷、字ナル及び字大谷、大字谷一木字天坪、字天坪山、字尾崎、字地番、字上ヘノ段、字苅貫坂、字前田、字上中谷、字中谷口、字七ツロ谷、字奥前田、字奥ノ前、字竹ノ鼻、字白髭、字日平、字熊田、字塚本、字荒岩、字広見、字大平土居及び字大鳴、大字河原字裏河原下モ分、字向河原上分、字東地村、字上河原、字五反田、字中河原屋敷、字中河原、字河原地村及び西地村、大字長瀬字下向河原、字町屋敷、字五反田、字界田、字中河原、字大月、字津登出、字土稗、字岡前、字土居の内、字傳神、字影平、字大途、字蓮田、字岡、字カイ曲リ、字野以屋、字野以屋一、字中土居、字下間窠、字前田、字塚本、字

鳥取県告示第九百二十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成二年十二月三日から施行する。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

2 使用の部分 なし

向田、字上屋敷、字寺谷及び字下屋敷、大字袋河原字上河原、字上古原、字上屋敷、字中古川、字屋敷、字出晴、字市場尻、字土居ノ下モ、字ノサキ、字瀬戸田、字上河原、字井出西、字一号、字二号、字三号、字四号及び字五号大字稲常字向河原並びに大字布袋字東屋敷、字東浦、字瀧ノ防、字堂光寺、字西浦、字町頭、字東柳、字道東、字八反分、字山ノ下、字砂子、字柳橋、字土手下、字新田、字五反田及び字北土居並びに鳥取市大字西円通寺字袖ノ木、大字長谷字砂田、字川向、字中島、字藤ヶ森及び字狭間、大字倭文字上ノ田、字土居ノ内、字市場及び字上河原並びに大字国安字合砂川頭地内

第一号の表中

米子商店街支店	米子市法勝寺町	米子東支店	米子市法勝寺町
米子東支店	米子市糀町一丁目		

に改める。

を